

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年6月21日まで

A社は息子が経営していた会社で、平成7年6月に倒産しました。その時に、標準報酬月額が改ざんされているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する41万円と記録されていたが、A社が適用事業所でなくなった日（平成7年6月21日）の後の7年6月22日付けで、平成6年1月1日から7年6月21日まで11万円に、標準報酬月額が遡及訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額の記録を遡及して訂正する処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は、取締役であったことが確認できるが、事業主及び従業員から「申立人は、当該事業所の経営及び業務に携わっておらず、標準報酬月額の取消及び訂正処理には関与していない。また、知り得る立場でもなかった。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額に係るさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年1月から7年5月まで41万円と訂正することが妥当である。

栃木厚生年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 21 日まで

A 社は親族が経営していた会社で、平成 7 年 6 月に倒産しました。その時に、標準報酬月額が改ざんされているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 38 万円と記録されていたが、A 社が適用事業所でなくなった日（平成 7 年 6 月 21 日）の後の 7 年 6 月 22 日付けで、平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 21 日まで 9 万 2, 000 円に、標準報酬月額が遡及訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額の記録を遡及して訂正する処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は、取締役であったことが確認できるが、事業主及び複数の従業員から「申立人は、当該事業の経営には携わってはおらず、一般従業員と同様に、設計の仕事をしていた。標準報酬月額の取消及び訂正処理には関与しておらず、知り得る立場でもなかった。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額に係るさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成 5 年 11 月から 7 年 5 月まで 38 万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間のうち平成7年7月から同年12月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年6月26日まで
社会保険事務所から連絡を受け、年金の記録と給与の記録が合っているかどうか確認したところ、当時の給与金額と記録が違っていたので正しいものに訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、A社は平成8年6月26日に適用事業所でなくなっているところ、同年7月2日付けで、申立人の申立期間のうち7年7月から同年9月に係る標準報酬月額の記録が26万円から14万2千円に、7年10月から同年12月に係る標準報酬月額の記録が26万円から11万8千円に減額訂正されているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、申立人は代表取締役の妻であるが、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により取締役等の役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「標準報酬が遡及して引き下げられていたことを承知しておらず、当時、社会保険関係の業務には、関与しておらず、また、社会保険事務所の職員と面談等した記憶も無い。」と主張している。

さらに、事業主は、「当該事業所の全喪届と月額変更届は、社会保険事務所に自分が1人で出向いて手続を行い、申立人には一切の説明をしていなかった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があった

とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成 8 年 1 月から同年 5 月までの期間の標準報酬月額については、遡及して減額訂正されていないことが確認できることから、当該記録の訂正をする必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年8月及び同年9月の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所の方から指摘されるまで、標準報酬月額が下げられていたとは知らなかった。当時、遅配はあったものの、給与やその手取額が下がったことはなく、明らかに記録がおかしいと思うので修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する20万円と記録されていたが、A事業所が適用事業所でなくなった日(平成10年1月1日)の後の同年7月29日付けで、平成9年8月1日から10月1日まで9万8,000円に、標準報酬月額が遡及訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額の記録を遡及して訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A事業所の当時の事業主の供述によれば、「申立人は一般従業員であり、厚生年金保険に係る届出事務について権限を有しておらず、当該訂正処理に関与していない。」としているほか、社会保険事務所から職員が来店し、1か月分の保険料が未納になっている旨を伝えられた際にも、「申立人は同席しておらず、その内容についても、申立人に話したことはない。」としていることから、申立人が当該標準報酬月額に係るさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年8月及び同年9月を20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成5年4月から6年10月までに係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年11月16日まで
社会保険事務所の職員が自宅に来て初めて、A社に勤務していた期間のうち、申立期間において標準報酬月額が引き下げられているのを知った。源泉徴収票及び確定申告書の控えもあるので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成6年11月16日）の後の平成7年3月30日付けで、5年4月1日にさかのぼって、24万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所は、平成7年3月30日付けで、申立人のほかに従業員14人の標準報酬月額についてもさかのぼって、訂正処理を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所の商業登記簿謄本により、役員ではなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立人は、自分と同様の専門職で、一緒に勤務していた。」と述べていることから、上記の遡及訂正処理に関与したとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成5年4月から6年10月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に、当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 4 月までの期間、51 年 3 月及び 54 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 51 年 3 月
③ 昭和 54 年 5 月から 61 年 3 月まで

昭和 61 年か 62 年ごろ、姉から特例納付制度について聞き、役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、未納期間の保険料を特例納付によりさかのぼって納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 62 年から 63 年にかけて 2 回、又は 3 回に分けて特例納付により納付したと主張しているが、第 3 回特例納付実施期間は 53 年 7 月から 55 年 6 月までであり、これ以後、特例納付は実施されていないことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付した可能性は考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月以降に払い出されており、この時点で申立期間の保険料は時効により納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 50 年 3 月まで
20 歳になったときに、母が国民年金の加入手続を行い、父の農協の口座から口座振替で保険料を納付していた。母は国民年金を完納しており、その母が「あなたの分も納めている。」と言っていたので、国民年金保険料を納付しないということはありません。また、昭和 46 年ごろに市職員が集金に来て、自分で保険料を払った記憶もあるので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は既に死去していることから、加入手続及び保険料納付の状況について証言を得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 1 月に払い出されており、この時点で申立期間の大半が時効により保険料が納付できない期間であるとともに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 46 年ごろに市職員が集金に来て、国民年金保険料を納付した記憶があると主張しているが、納付した期間等については記憶しておらず、申立人がこの時点で国民年金の被保険者であった事実は確認できないことなどから、この主張のみをもって申立期間の保険料を納付したと認めるのは困難である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 45 年 9 月までの期間、50 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 45 年 9 月まで
② 昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

昭和 38 年に現住所で店を開業し、地域の納付組合を通じて国民年金保険料を納めるようになった。42 年ごろからは会計担当、54 年には組合長になっており、申立期間の保険料はすべて納付したはずなので、申立期間①について未納、申立期間②及び③について免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、国民年金の加入手続に関する申立人の記憶は曖昧であることなどから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 8 月に払い出されていることから、申立人が納付組合を通じて保険料を納付するようになったのはこれ以降と考えられ、申立人から聴取しても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保管する特殊台帳から、申立人が、昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで、及び 45 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を昭和 54 年 1 月 24 日に特例納付したことが確認でき、38 年ごろから納付組合を通じて夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張とは相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 21 日まで
昭和 63 年 7 月から、A 社を経営していたが、平成 7 年 3 月、銀行とのトラブルにより第一回目の手形の不渡りを出し、その結果、取引先の発注見送り等により、同年 6 月に倒産した。

その時の役員及び従業員の厚生年金保険料に係る預かり金は 200 万円くらいあり、後日、社会保険事務所の職員 3 人が来社した際、未払い金の処理については、他の税金と同様に売掛金で処理をするように話してあったところ、標準報酬月額が遡及訂正された通知書が送付されてきた。このような方法が正しいものかどうか疑問に思うので、改訂分を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A 社は平成 7 年 6 月 21 日に適用事業所でなくなっているところ、同日より後の 7 年 6 月 22 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が 50 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の遡及訂正に関する説明を受けた記憶は無い。」と証言しているものの、「事業所が倒産して、社会保険事務所から職員が 3 人で来社した際に、保険料の未払金について、他の税金と同様に売掛金から処理してもらうよう話はした。」と供述している上、申立人から提出された被保険者標準報酬決定通知（訂正）書には、当該事業所の社印が押印されていることが確認できることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 7 月から平成 13 年 2 月まで A 社において代表取締役として給与を受けていた。給与の支給額が変わらないのに平成 11 年 5 月から標準報酬月額が大幅に下がっているので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A 社は平成 13 年 2 月 1 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 2 月 13 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、11 年 5 月から同年 9 月までの期間は 59 万円から 9 万 8,000 円に、11 年 10 月から 12 年 9 月までの期間は 53 万円から 41 万円にそれぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、同社において社会保険に係る事務を担当していたとする申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納は無く、標準報酬月額を遡及して引き下げる届出について記憶に無い。」としているが、社会保険事務所に対する同社の全喪の手続については申立人が自ら行い、さらに、「事業所全喪後、社会保険事務所の職員から厚生年金保険料に関する照会があった。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正手続についても関与していたと考えるのが自然である。

なお、申立期間のうち、平成 12 年 10 月から 13 年 2 月までの標準報酬月額については、遡及して減額訂正が行われていることもなく、不自然な点は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社代表取締役として、自

らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所職員から、私の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。
当時、社会保険料の滞納があり社会保険事務所職員が少しでも滞納額を減らす措置をしたのだと思うが、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 1 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 2 月 18 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、8 年 5 月から 9 年 9 月までの期間は 41 万円から 11 万円に、また、10 年 7 月 29 日付けで、9 年 10 月から同年 12 月までの期間は 41 万円から 16 万円に、それぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所職員と相談した上で、滞納保険料を解消するため、標準報酬月額を遡及して引き下げることに同意した。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月18日から58年3月1日まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないとの回答を受けた。

申立期間は農業者年金に加入していたが、当時勤務していた会社の事務担当者から、4年11か月は同時に厚生年金保険にも加入できるとの説明を受けており、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を農業者年金加入期間かつ厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、複数の元同僚の証言から、申立人がA社及びその後同社より事業を継承したB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年5月1日であることが確認できる。

また、申立期間の一部は、申立期間以前に勤務していたC社において雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、申立ての事業所であるB社においては、昭和56年11月1日から60年1月30日までの期間、雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録及び独立行政法人農業者年金基金から提出された加入期間回答書から、申立人は申立期間全51か月において、国民年金及び農業者年金に加入して保険料を納付していることが確認できるところ、農業者年金加入者は原則として厚生年金保険に加入できないことから、かかる長期にわたって農業者年金及び厚生年金保険に同時に加入していたとする申立内容は不自然である。

加えて、当時の事務担当者は、「申立人の社会保険の加入については、本人

が希望しなかったのではないか。」としている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 21 日から 50 年 10 月 4 日まで

私は、昭和 46 年 1 月 21 日から 50 年 10 月 4 日まで A 社で勤務していた。国民健康保険には加入しておらず、病弱な家族が病院に通院していたため、会社からもらった健康保険証を使った記憶がある。健康保険に加入していたのだから、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している A 社の昭和 46 年 11 月の給与袋及び複数の元同僚の証言から、申立人が、昭和 46 年ごろに当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、申立人がいつからいつまで勤務していたかは記憶していない上、「勤務期間は 1、2 年だったと思う。」「パートで勤務していたと思う。」と証言している。

また、当該事業所は、申立期間当時の資料を保存していないとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保有する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。